

「水の日」及び「水の週間」について

昭和 52 年 5 月 31 日

閣 議 了 解

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、「水の日」を設ける。

「水の日」は毎年 8 月 1 日とし、この日を初日とする一週間を「水の週間」として、この週間において、ポスターの掲示、講演会の開催等の行事を全国的に実施するものとする。

上記の行事は、地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て行うものとする。

「水の日」及び「水の週間」制定の理由

わが国の水需要は、生活水準の向上、経済の進展等に伴って近年著しく増大してきたが、一方水資源の開発は次第に困難になっており、渴水時には水不足が生ずることが予想される状況となっている。

このような状況にかんがみ、毎年 8 月 1 日を「水の日」とし、この日を初日とする一週間を「水の週間」として、この週間において、水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性に対する関心を高め、理解を深めるための諸行事を行うことによってわが国の水問題の解決をはかり、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することといたしたい。

なお、諸行事を行うためには、年間を通じて水の使用量が多く、水について関心が高まっている 8 月の上旬が適当であるので、その初日である 8 月 1 日を「水の日」とし、この日を初日とする一週間を「水の週間」とするものである。